災害時における避難者等支援に関する
協定書

幕別町
株式会社　十勝大福本舗

災害時における避難者等支援に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と株式会社十勝大福本舗（以下「乙」という。）とは、幕別町に地震、風水雪害、その他の異常な自然現象若しくは大規模な火災その他の大規模な事故等により災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における避難者等の生活支援及び通信手段の確保（以下「避難者等支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時に、甲と乙とが相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、避難者等支援に関し必要な事項について定めるものとする。

（支援内容・要請）

第２条　災害時に、甲は乙に対して、次の各号に掲げる支援を要請することができる。

⑴　乙が保有するポータブル蓄電池による避難所への電力供給
⑵　甲が保有する資機材への電力供給
⑶　乙が製造・保有する食品の提供
⑷　乙が保有する車両による物資の輸送
⑸　前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める支援で乙が支援可能なもの

２　前項に規定する甲の要請は、乙宛てに災害時協力要請書（様式第１号）をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、後日速やかに災害時協力要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で人員及び車両等を用いて支援に努めるものとする。ただし、食料や物資等を輸送する場合であって、乙による輸送が困難な場合の輸送は甲が行うものとする。

２　物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、その指定地において甲が物資名、数量及び規格を確認のうえ、受け取りするものとする。

３　乙は、物資の輸送をする際、輸送経路の状況を把握するとともに、経路上に道路の寸断や河川の決壊等がないかを確認し、甲に情報提供を行うものとする。

（経費の負担）

第４条　乙の支援に係る経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に定める経費の算定は、支援を終了した後、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（経費の請求及び支払い）

第５条　前条に定める経費は、乙の作成した請求書により請求するものとする。

２　甲は、前項に定める請求を受けた場合は、速やかに、別途乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

（連絡責任者）

第６条　甲と乙は、本協定に係る連絡責任者を定め、連絡責任者報告書（様式第２号）をもって報告する。なお、連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手側に報告するものとする。

（有効期限）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和９年３月31日までとする。ただし、この有効期間が満了する１か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し、何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名のうえ、各自１通を保有する。

令和８年９月30日

甲　中川郡幕別町本町130番地１
　　幕別町
　　幕別町長　飯田　晴義

乙　中川郡幕別町緑町７番地
　　株式会社　十勝大福本舗
　　代表取締役社長　駒野　裕二

様式第１号（第２条関係）

年　月　日

災害時協力要請書

株式会社　十勝大福本舗
代表取締役社長　駒野　裕二　様

幕別町長

災害時における避難者等支援に関する協定第２条の規定に基づき、次のとおり支援の実施を要請します。

記

担当者	部　署：　部　課 職・氏名： 電話番号： メール：
支援要請日時	年　月　日　時　分
要請内容	【ポータブル蓄電池貸出】　要請する　・　要請しない 【町資機材への電力供給】　要請する　・　要請しない 【非常用食品の提供】　要請する　・　要請しない 【物資輸送支援】　要請する　・　要請しない 【その他の支援】　要請する　・　要請しない
備考	

※　要請内容をその他の支援にする場合、その内容を備考欄に記載すること。

様式第２号（第６条関係）

年　月　日

連　絡　責　任　者　報　告　書

様

災害時における避難者等支援に関する協定第６条の規定に基づき、連絡責任者を次のとおり定めましたので通知します。

記

1　平日の連絡先

担　当　者	
所　在　地	
電　　話	
F　A　X	
メールアドレス	

2　夜間・休日の連絡先

担　当　者	
所　在　地	
電　　話	
F　A　X	
メールアドレス	

3　勤務時間及び休日

勤務時間：

休　　日：